⑶　全ての支出は、支部政党交付金、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあっては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあっては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附金及びその他の経費に分類して記載すること。

⑷　全ての支出は、支出額の内訳を「金額」欄中、政党交付金（支部政党交付金）を充てるものにあっては、「政党交付金（支部政党交付金）充当額」欄に、政党基金（支部基金）を取り崩して充てるものにあっては、「政党基金（支部基金）充当額」欄にそれぞれ記載することとし、その合計額は、「金額」欄の額と一致するものであること。

⑸　全ての支出は、支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）を「支出を受けた者の氏名」欄に「甲野太郎」（団体にあっては、「乙製本株式会社（丙支店）」）というように記載し、支出を受けた者の住所（団体にあっては、その主たる事務所の所在地）を「支出を受けた者の住所」欄に「東京都千代田区○○町１丁目１番１号」というように記載すること。

［⑹　略］

⑺　経常経費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額とその内訳及び年月日を記載すること。

［ア・イ　略］

ウ　備品・消耗品費　机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。

［エ　略］

［⑻～⑽　略］

３　政党基金（支部基金）簿

⑴　政党基金（支部基金）簿には、この様式に定める区分に従い、その名称、目的、金額及び年月日を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用しても差し支えないこと。

［⑵　略］

第８号様式（第13条関係）

［様式　略］

［（備考）　略］

（記載要領）

［１～５　略］

６　様式（その３）について

政党交付金による支出（支部政党交付金による支出）は、次の分類基準により、支部政党交付金、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあっては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあっては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附金及びその他の経費に分類したうえで、これらの項目ごとに年間の支出金額を記載し、その内訳として、「政党交付金（支部政党交付金）充当額」又は「政党基金（支部基金）充当額」に分類し、それぞれの金額を記載すること。

⑴　経常経費

［ア・イ　略］

⑶　すべての支出は、支部政党交付金、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあっては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあっては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附金及びその他の経費に分類して記載すること。

⑷　すべての支出は、支出額の内訳を「金額」欄中、政党交付金（支部政党交付金）を充てるものにあっては、「政党交付金（支部政党交付金）充当額」欄に、政党基金（支部基金）を取り崩して充てるものにあっては、「政党基金（支部基金）充当額」欄にそれぞれ記載することとし、その合計額は、「金額」欄の額と一致するものであること。

⑸　すべての支出は、支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）を「支出を受けた者の氏名」欄に「甲野太郎」（団体にあっては、「乙製本株式会社（丙支店）」）というように記載し、支出を受けた者の住所（団体にあっては、その主たる事務所の所在地）を「支出を受けた者の住所」欄に「東京都千代田区○○町１丁目１番１号」というように記載すること。

［⑹　同左］

⑺　経常経費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額とその内訳及び年月日を記載すること。

［ア・イ　同左］

ウ　備品・消耗品費　机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。

［エ　同左］

［⑻～⑽　同左］

３　政党基金（支部基金）簿

⑴　政党基金（支部基金）簿には、この様式に定める区分に従い、その名称、目的、金額及び年月日を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用してもさしつかえないこと。

［⑵　同左］

第８号様式（第13条関係）

［様式　同左］

［（備考）　同左］

（記載要領）

［１～５　同左］

６　様式（その３）について

政党交付金による支出（支部政党交付金による支出）は、次の分類基準により、支部政党交付金、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあっては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあっては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附金及びその他の経費に分類したうえで、これらの項目ごとに年間の支出金額を記載し、その内訳として、「政党交付金（支部政党交付金）充当額」又は「政党基金（支部基金）充当額」に分類し、それぞれの金額を記載すること。

⑴　経常経費

［ア・イ　同左］